

大熊町第三次復興計画策定支援等委託業務 仕様書

1. 業務の目的

大熊町では、震災からの復旧・復興に向けて今後10年間の目指すべき姿や取り組むべき重点政策の方向性を示す「大熊町復興計画」について概ね5年毎に策定しているが、直近では、「第二次計画（平成27年（2015年）3月）」と「第二次計画改訂版（平成31年（2019年）3月）」を策定したところ。

その後、大熊町では、平成31年4月に一部地域の避難指示が解除され、大川原地区の復興拠点を中心に、帰還のための環境整備を進めてきた。例えば、町役場の新庁舎や復興公営住宅、医療・福祉施設等が開所し、更には商業・交流・宿泊温浴施設が令和3（2021）年10月に開設するなど、復興への取組は大きく前進した。

また、本年（2022年）春を目標に、特定復興再生拠点区域（JR大野駅周辺や下野上地区を中心に）の除染を行い避難指示の解除により居住等開始を目指している。

更に、特定復興再生拠点区域外についても、昨年8月、政府は「帰還・居住に向けた避難指示に関する考え方（基本方針）」を決定・公表した。

そこで、大熊町を巡る上記環境の変化等を踏まえ、より詳細な時間軸を備え、具体的な実効力のある計画となり得る「大熊町第三次復興計画」を作成するため、「大熊町第三次復興計画策定支援等委託業務」（以下、「本業務」という。）を実施する。

本計画を効率的に策定するため、豊富な経験と高い専門性を有する事業者に本業務を委託するものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

大熊町第三次復興計画策定支援等委託業務

（2）業務委託期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）までとする。

3. 委託業務の内容

（1）大熊町第三次復興計画のフレームワーク整理

検討に向けた全体設計等の精査等

（2）大熊町第三次復興計画が踏まえるべき外部環境変化の整理

①国・県・関係機関等による施策・事業の動向・展望整理

②先行する復旧・復興自治体における施策・事業の整理・検証

③大熊町の地域毎の放射線量の現状と今後の経過予測及び居住可能性の分析 等

（3）大熊町第三次復興計画の策定に向けた大熊町及び関係機関等の施策・事業の実施状況に係る精査

復興計画を策定するためには、役場内各課の施策・事業の棚卸しを行うとともに、

時点修正を踏まえた短期的に可能な施策・事業の具体的な提示、各種の環境変化を踏まえた中長期的な施策・事業の方向性の整理を行う必要がある。

- ①役場各課等の施策・事業の情報収集及び整理
- ②大熊町第三次復興計画の策定に向けた施策・事業の精査、及び第二次復興計画改訂版にある施策・事業の時点修正 等

(4) 大熊町第三次復興計画の策定に向けた町民ヒアリングの実施

復興計画の理念、目指すべき姿、それを実現するために重点的に取り組むべき施策を検討・整理するために必要な情報を得、町民の意向を確認するため、町民ヒアリングを行うこと。

(5) 大熊町第三次復興計画の策定に向けた課題及び基本的な考えた等の整理

大熊町が抱えている課題や将来の状況に対する課題を適切に整理し、解決策を模索すること。その上で、第三次復興計画の基本的な考え方等を整理すること。

なお、大熊町の将来予測は、人口動態、地勢、産業・経済や国の避難指示の解除方針等を踏まえて分析すること。また、復興計画は、町等が策定する各種計画・ビジョン・ロードマップや町の施策などの基本的な方向性を示す指針となることを踏まえ、整理を行うこと。

(6) 「復興計画検討委員会」の設置及び運営支援等

大熊町役場の役職員、町民代表や専門家等で構成される「復興計画検討委員会」を設置し、その運営支援を行う。

ちなみに、第2次復興計画の策定時は、まずは役場内組織（役職員）で構成される事前検討会で必要な整理を行った上で、引き続き、町民代表や専門家を交えた形で「復興計画検討委員会（全体会合）」を6回程度開催しているが、「復興計画検討委員会」等の構成や運営の仕方は、提案者が効率的かつ効果的と考える形で提案して良い。最終的には、大熊町役場企画調整課と調整の上で決定する。

<「復興計画検討委員会」の設置及び運営支援で必要なこと>

- ◆専門家（例えば、放射線対策、コミュニティ形成、まちづくり（施設整備、運用管理）、子育て支援、医療・福祉・介護支援、産業振興・雇用対策、大熊町が指定する者）の選定、委員及び専門家等の連絡・調整、及び専門家への謝金・旅費等の必要経費の支払いを含む。
- ◆「復興計画検討委員会」の資料作成（必要データの収集等を含む。）及び検討内容の反映
- ◆議事録の作成
- ◆復興計画検討委員会は大熊町役場本庁舎等において開催を想定。（対面での開催が望ましいが、必要に応じ、オンライン等での開催についても、大熊町役場企画調整課と調整の上で実施することを可能とする。）
- ◆関係部署間の調整、必要な委員会会合・検討会の開催支援・調整・出席、「大熊町復興対策会議（注1）」及び「大熊町議会（注2）」等への対応、及びこれらの会議への出席・説明・資料準備・会議録作成などの対応を含む。

(注 1) 震災からの復興を図るため、町役場が設置する会議体。町長を会長とし、副町長、庁内各課の課長等で構成。

(注 2) 第 2 次復興計画（改訂版）では、議会に改訂版を上程、審議の上、採決を行っている。第 3 次計画でも同様な対応が求められる。

(7) 大熊町第三次復興計画の素案及び計画（中間・最終）の策定支援
国、県、町等の状況変化に対応し、町民生活等の再建・復興や帰町判断等に資する大熊町第三次復興計画の素案及び計画（中間・最終）の策定を支援する。

①第二次復興計画改訂版の時点修正（短期的・中期的・長期的な取組み等）

※必要に応じ、復興まちづくりビジョン、大熊町「特定復興再生拠点区域復興再生計画」、大熊町「帰還困難区域における中長期復興構想」の内容見直しも含む。

また、将来計画については、住民に理解しやすいように、主要な計画を地図に落とし込むなど、鳥瞰できるように工夫すること。

②復興計画検討委員会の意見反映

③各種支援策の精査及び反映

④町民ヒアリング、ワークショップや住民アンケート調査結果の反映

⑤国、福島県、福島県内の他市町村の各種施策や復興計画等の情報収集及び分析結果の反映

(8) 大熊町第三次復興計画の素案に対する町民ヒアリング

素案について、町民ヒアリングを実施し、第三次復興計画の方向性やイメージなど、適宜必要な情報を得、町民の意向確認を行うこと。上記（4）大熊町第三次復興計画の策定に向けた町民ヒアリングと併せて行うなど、提案者が最も効果的と考えるやり方での実施を提案して良い。

(9) 大熊町第三次復興計画の中間報告案（素案）に対する住民アンケート調査

①調査票の設計及び調査票の作成

②調査票の送付及び回収

③調査結果の集計及び分析

④対象数は 5, 400 世帯とし、送付による調査とする。

(10) 町民ワークショップの開催及び運営

・県内 2 箇所以上（大川原、いわき市など）で、各 2～3 回開催すること（素案、中間報告、最終報告）。

・資料作成、会場手配等の必要経費の支払いを含む。

(11) 第二次復興計画改訂版に基づく第 8 期復興実施計画との調整

大熊町では、令和 4 年度に「第二次復興計画（改訂版）」に基づく「第 8 期復興実施計画」を別途作成するところ、同実施計画における最優先施策・一般管理業務・ルーティン事項の進捗管理表の策定作業と十分に連携を図り、効率的に実施すること。

(12) その他、上記の検討・対外説明に必要な資料の作成及び説明

上記内容の検討用資料、素案、骨子、中間報告・最終報告、概要版資料など対外説明に必要な資料を作成・準備し、各種の委員会・会合運営を支援すること。

また、「復興対策会議」及び「町議会」(注)を含む各種会合・委員会等に参加・出席し、必要な説明を行うこと。

(注) 上記(6)注1、注2を参照。

(13) 打ち合わせ協議

本業務を円滑に遂行するために、計画的な工程管理を行い、町と常に綿密な連絡を取り、適切な業務執行を図ること。打合せを行った場合は、その都度、打合せ会議録を作成することとする。

なお、大熊町役場企画調整課と相談の上、オンラインでの打合せも可能とする。

(14) その他

提案者は、目的を達成するために、最も効率的かつ効果的と考える形で実施方法を提案することも可能とし、最終的には、大熊町役場企画調整課と調整した上で、実施することとする。

なお、上記(1)～(13)までに記載した項目は、現時点で考えられるものであり、最終的な項目については、大熊町役場企画調整課と調整の上で決定することとする。

4. 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届(別記第1号様式) 1部
- (2) 委託業務完了届(別記第2号様式) 1部
- (3) 業務完了報告書(中間・最終共に自由様式) 1部

5. 成果品

本業務における成果品を以下のとおり提出する。

(1) 報告書

大熊町第三次復興計画について、骨子(素案)及び中間報告書を作成すること。
骨子(素案)及び中間報告の時期は、大熊町役場企画調整課が別途指示する。

また、調査結果を取りまとめた報告書(本体及び概要版)を作成し、令和5年3月31日(金)までに提出する。

(2) 納入物

大熊町第三次復興計画書(A4、紙媒体)各1000部

大熊町第三次復興計画概要版(A4、紙媒体)各6400部

大熊町第三次復興計画書(編集可能な電子ファイル、PDFファイル)一式

大熊町第三次復興計画概要版(編集可能な電子ファイル、PDFファイル)一式

(3) 納入場所

大熊町役場 企画調整課

6. その他留意点

(1) 書類の保管

本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

(2) 書類の保管期間

関係書類等については、本業務委託終了年度から 5 年間保管すること。

(3) 著作権

成果品一式の著作権・利用権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、大熊町に帰属するものとする。

(4) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本町の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

(5) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないこと。

委託業務期間中及び終了後も同様とする。なお、個人情報の取り扱いについては別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(6) 賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由により、大熊町又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(7) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ大熊町の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(8) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項又は疑義が生じた事項は、大熊町と受託者においてその都度協議の上、その指示に従うものとする。

【ご参考】大熊町復興計画（実績）

○第一次復興計画

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/uploaded/attachment/1503.pdf>

○第二次復興計画

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/fukkou/1970.html>

○第二次復興計画「改訂版」

<https://www.town.okuma.fukushima.jp/site/fukkou/10695.html>